

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の表大阪市立男女共同参画センター北部館の項中「大阪市立男女共同参画センター北部館」を「大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館」に、「東淀川区東淡路1丁目」を「北区天神橋6丁目」に改める。

第3条第3号中「女性問題」を「男女共同参画に係る問題」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館（以下「子育て館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等の開催
- (2) 子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の支援

第4条第1項中「センター」を「子育て館を除くセンター」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 子育て館の休館日は、特定期間を除き、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる日

第5条第1項中「センター」を「子育て館を除くセンター」に改め、同条第2項中「前条第3項及び第4項」を「前条第4項及び第5項」に、「同条第3項中「前2項」を「同条第4項中「前3項」に、「第5条第1項」を「第5条第1項及び第2項」に、「前2項」を「前3項」に、「同項」を「第5条第1項及び第2項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「第4条第

3項」を「第4条第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 子育て館の供用時間は、午前10時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日にあっては、午前10時から午後5時まで）とする。

第6条中「センター」を「子育て館を除くセンター」に改める。

第14条第1号中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

第22条第1号中「第3条各号に掲げる」を「第3条各項に規定する」に改める。

別表中

駐車場	1台30分までごとに 150円								
男女共同参画センター北館	ホール	18,000 円	29,000 円	25,000 円	65,000 円	27,000 円	43,500 円	37,500 円	97,500 円
	控室	1,000 円	1,500 円	1,300 円	3,400 円	1,500 円	2,300 円	2,000 円	5,100 円
	研修室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円
	会議室A	1,800 円	2,900 円	2,500 円	6,500 円	2,700 円	4,400 円	3,800 円	9,800 円
	会議室B	600 円	1,000 円	800 円	2,200 円	900 円	1,500 円	1,200 円	3,300 円
	和室	1,800 円	2,900 円	2,500 円	6,500 円	2,700 円	4,400 円	3,800 円	9,800 円

音楽室	3,000円	4,800円	4,200円	11,000円	4,500円	7,200円	5,100円	16,500円
工芸室兼調理実習室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円
展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円			

」

を

「

駐車場	1台30分までごとに 150円
-----	-----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋下徹

説明

男女共同参画センター北部館の名称、事業等を改めるため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立男女共同参画センター条例（抄）

(設 置)

第1条 本市に男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大阪市立男女共同参画センター <u>北部館</u> <u>子育て活動支援館</u>	大阪市東淀川区東淡路1丁目 北区天神橋6丁目
省 略	略

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)–(2) 省 略

(3) 女性問題 に関する相談
男女共同参画に係る問題

(4)–(6) 省 略

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館（以下「子育て館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

(1) 子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等の開催

(2) 子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の支援

(休館日)

第4条 子育て館を除くセンターの休館日は、5月3日から同月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとする。

(1)–(3) 省 略

2 子育て館の休館日は、特定期間を除き、次のとおりとする。

(1) 火曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）

(2) 前項第2号及び第3号に掲げる日

2
3 省 略

3
4 前2項の規定にかかわらず、第16条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由が

あるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の前3項

休館日を定めることができる。

4 省 略
5

(供用時間)

第5条 子育て館を除くセンターの供用時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。

2 子育て館の供用時間は、午前10時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日にあっては、午前10時から午後5時まで）とする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、
3 第4項及び第5項

同条第3項中「前2項の規定にかかる」とあるのは「第5条第1項及び第2項の規定にかかる」と、「前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるの

かわらず」と、「前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるの

は「同項 の規定による供用時間を変更する」と、同条第4項中「前項」と
第5条第1項及び第2項 第5項

あるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項」と読み替えるものとする。
第3項 第4項

(使用の許可)

第6条 子育て館を除くセンターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 本市が第3条第1項各号に掲げる事業のために使用するとき

(2)-(3) 省 略

(業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる センターの事業の実施に関すること
各項に規定する

(2)-(3) 省 略

別表（第11条関係）

区分		使用料								省略	
		入場料の類を徴収しない場合				入場料の類を徴収する場合					
		午前	午後	夜間	昼夜間	午前	午後	夜間	昼夜間		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
男女	ホール	18,000 円	29,000 円	25,000 円	65,000 円	27,000 円	43,500 円	37,500 円	97,500 円		
共同参画室	控室	1,000 円	1,500 円	1,300 円	3,400 円	1,500 円	2,300 円	2,000 円	5,100 円		
セントラル二階	研修室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円		
セントラル二階	会議室A	1,800 円	2,900 円	2,500 円	6,500 円	2,700 円	4,400 円	3,800 円	9,800 円		
セントラル二階	会議室B	600 円	1,000 円	800 円	2,200 円	900 円	1,500 円	1,200 円	3,300 円		
北部館	和室	1,800 円	2,900 円	2,500 円	6,500 円	2,700 円	4,400 円	3,800 円	9,800 円		
北部館	音楽室	3,000 円	4,800 円	4,200 円	11,000 円	4,500 円	7,200 円	5,100 円	16,500 円		
工芸室兼調理実習室	工芸室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円		
展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円						
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略		

備考 省略